

こども家庭庁支援局非常勤職員（こども家庭福祉DX担当）募集要項

1. 採用内容

- (1) 採用予定人数：1名
- (2) 採用予定日：令和8年4月1日

2. 業務内容

こども家庭福祉DXの推進に関する以下に掲げる業務

- (1) こども家庭福祉分野におけるDXに関する施策の企画立案及び調整に関する業務
- (2) こども家庭福祉分野における現状把握のための統計データの作成・分析及び各種システムに関する基盤整備に関する業務
- (3) こども家庭福祉分野におけるDXの推進に関する予算の編成及び執行に関する業務
- (4) そのほか、こども家庭福祉分野におけるDXの推進に関して必要な業務

3. 応募要件

以下の要件のいずれにも該当する方。性別・年齢不問。

- (1) こども家庭福祉分野のあり方について、学問上又は業務上の経験などを通じて、一定の知見を有する者
- (2) こども家庭福祉分野におけるDXの整備に関して、学問上又は業務上の経験などを通じて、高度かつ専門的な知見を有する者
- (3) 上記(1)(2)のいずれかの経験年数が4年程度、もしくはそれ以上の期間を有する者
- (4) 調査・研究機関、企業、行政等において、上記の経験年数を含めて概ね8年以上の職歴を有すること。

4. 応募資格

以下に該当する者は応募できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
 - 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する正当その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

5. 応募方法

- (1) 提出書類

- ① 履歴書
 - ・(様式) 履歴書
 - ・カラー写真(6ヶ月以内に撮影したもの。)を必ず添付すること。
- ② 志望理由(A4横書き、1,000字以内。御自身の知識・経験、技術・専門分野等についても記載してください。)
- ③ 職務経歴書
 - ・これまで従事した職務の内容を具体的に記述したもの。
 - ・様式自由。A4横書き。
 - ・日中連絡可能な連絡先(電話番号・メールアドレス)をご記入ください。
 - ・3の応募要件に掲げた事項については、詳細が分かるよう記述すること。
- ④ 3の応募要件を満たすことを証明できるものの写し1部(卒業証書、資格証明書等)
 - ※ 応募書類は返却いたしません。(責任をもって廃棄します。)

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

【提出先】

〒100-6003 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング 20階
子ども家庭庁支援局虐待防止対策課総務係

※封筒に「非常勤職員(子ども家庭福祉DX)選考書類在中」と記載してください。

【問い合わせ先】

子ども家庭庁支援局虐待防止対策課総務係

電話：03-6859-0080

E-mail：gyakutaiboushi.soumu@cfa.go.jp

(3) 応募締切

郵送：令和8年3月10日(火)必着

6. 選考方法

- ① 1次選考 書類審査
- ② 2次選考 面接審査

※ 応募書類の提出に応じ、募集期限前であっても随時面接を行います。なお、通知は合格者のみとなり、不合格の場合は通知いたしませんので、ご了承ください。

※ 書類審査(1次選考)の合格後、面接(2次選考)の日時・場所等をご連絡させていただきます。

7. 勤務条件

- ① 勤務地：東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング
- ② 勤務時間：週4日 1日7時間15分(9:30~12:00及び13:00~17:45)
土・日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)は休み。
- ② 任期：令和8年4月1日~令和9年3月31日
 - ※ なお、勤務状況によって任期更新もあり得ます。

③ 給与等：16,560円/日（予定）

※ 賞与・昇給はありません。

※ 国家公務員共済組合制度（短期給付）、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険については、適用の対象となる場合があります。

※ 年次有給休暇は、採用日に次の1年間分として、10日付与

※ 夏季特別休暇 連続する3日間（7月～9月の間に取得可能。）

8. 留意事項

応募者が民間企業等との兼業を予定している場合、採用された任期中に応募者が仕様書作成など直接関与することとなった調達案件に関し、当該調達案件に係る仕様書作成開始日以降、契約相手方決定までの間において、仕様書作成等に関する事項について、兼業で所属している民間企業等との連絡・情報共有が制限されます。